

第 456 回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 46 分
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 2-1、2-2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

本田会長 定刻になりましたので、ただいまより第 456 回東京地方最低賃金審議会を始めます。まずは委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、委員定数 18 名全員が御出席ですので、現時点におきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。

本田会長 ありがとうございます。それでは議事次第に従い、議事を進めてまいります。まず、議事（1）ですが、令和 8 年 7 月 28 日付けで中央最低賃金審議会におきまして答申が出されております。それでは、「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について」という表題の答申内容に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安につきまして、お手元の資料（その 4）を御覧ください。1 枚めくっていただきますと、「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をお付けしております。こちらは、令和 8 年 7 月 28 日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てになされた答申の内容となっております。

答申の本文と別紙 1、別紙 2 で構成されております。こちら読み上げさせていただきます。

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和８年６月２６日に諮問のあった令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記の通り答申する。

記

１ 令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

２ 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

３ 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

４ 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

５ 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支

給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

9 さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

11 「省力化投資促進プラン」のさらなる充実、拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における

最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、別紙１、ページの右下にページ数をつけておりますけれども、右下３ページを御覧いただければと思います。

別紙１、令和８年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解についてです。こちらも令和８年７月２８日付けとなります。

１としまして、令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は次の表に掲げる金額とする。令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安ということで、ＡＢＣのランク別に都道府県および金額が表に記載されてございます。Ａランクが５４円、Ｂランク５６円、Ｃランク５６円となっておりまして、東京を含めたＡランクは５４円ということになります。

その下のところの２の（１）におきまして、今年度の目安審議にあたっての記載がございますので、読み上げさせていただきます。

２（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月２３日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革

の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた、とございます。

以下、目安を決めた要素等についての説明が、記載をされております。項目だけ申し上げますと、その下のところでアといたしまして、労働者の生計費になります。

続きまして、右下のページで 5 ページ、イとしまして、賃金となります。

続きまして、6 ページのところです。ウとしまして、通常の事業の賃金支払能力になります。

続きまして 8 ページ、エといたしまして、各ランクの引上げ額の目安となります。1 ページめくっていただきまして、10 ページの中程のところですが、「これらのことを考慮すれば」という部分ですけれども、A ランクと比較し、B ランクを相対的に高くするとともに、C ランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、A ランク 54 円（4.5%）、B ランク 56 円（5.2%）、C ランク 56 円

（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 83.4%から 84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる、とございます。

次の項目はオといたしまして、政府に対する要望が記載されております。次に 1 ページめくっていただきまして 12 ページのところです。カといたしまして、地方最低賃金審議会への期待等とございます。こちらを読み上げさせていただきます。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和7年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上、上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

こうした令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて、「令和7年度地方最低賃金審議

会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」をとりまとめており、
同とりまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏
まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重
大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータ
は別添のとおりである、とされております。別添参考資料につきまし
ては、説明を省略させていただきます。続きまして、69 ページを御覧
ください。こちらが別紙２の資料となります。中央最低賃金審議会目
安に関する小委員会報告についてお伝えさせていただきます。こちら
も令和８年７月２８日付けとなっております。69 ページ２のところで、
労働者側見解ということで、労働者側からのご主張、１ページめくっ
ていただきまして、70 ページ、３、使用者側見解ということで、使用
者側の見解がございますので、読み上げさせていただきます。

２、労働者側見解、今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯
な議論の積み重ねによって、全体では３年連続で５％を上回る賃上
げ、有期・短時間・契約等労働者では６％台の賃上げが実現した。
様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考える
と、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ
強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活
を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅
引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくこ
とが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は7割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の6割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、CランクにA・Bランクを上回る目安を示したが、Cランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、その必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見

解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとするのは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

続きまして、使用者側見解でございます。

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏ま

えれば、最低賃金を一定程度引上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わな

い、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定3要素のうち、「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられて

いる中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

事務局からの説明は以上です。

本田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、労使各側から御質問等がございましたら挙手をお願いします。

(特になし)

本田会長

それでは、続きまして、東京労働局長から御挨拶をいただきたいと存じます。

東京労働局長

東京労働局長の増田でございます。本日は大変お忙しい中、第 456 回東京地方最低賃金審議会に御臨席いただきまして、誠にありがとうございます。

配布させていただきました資料でございますように、令和 8 年 7 月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。東京地方最低賃金審議会におかれましても、東京都最低賃金額改定について、これらに配意した調査審議をお願い申し上げます。以上です。

本田会長

では、中央最低賃金審議会答申により示された目安額を踏まえて、労使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いしたいと存じます。まず、労側からお願いいたします。

大島委員

先ほどの議事の中で、目安の御説明ありがとうございました。目安に関して率直に申し上げますと、中央最低賃金審議会でも労使双方が不満の意を示したのと同じく、我々も、納得のいく数字ではないというのがまず感想です。ただ、中央最低賃金審議会の中で、公労使三者協議の中で、労働団体の代表のみならず、経営者団体の代表の方々も加えて十分に議論を重ねた結果であることは受け止めております。

本年度の最低賃金審議における基本的な考え方としては、毎年同じではありますが、最低賃金法第1条の目的にある、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを念頭に置いて、今年度も進めてまいりたいと思っております。

労側としては、2026年の賃上げ状況、現在の東京で働き生活するに当たりあるべき賃金水準と目指すべき賃金水準、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差是正、実質賃金の向上という点を重視して審議してまいりたいと思っております。

春闘に関しましては、前年に続き高い水準で賃上げを実現しております。現在の賃上げの数字は、いわゆる春闘、労使交渉の場が設けられている企業労使間によるものであって、労使交渉の場を持たない労働者、主にパートタイム労働者や有期雇用労働者などにとっては、本審議会を頼りにしている部分が大いにあると思っております。しっかり賃上げの流れを波及していかななくてはならないと感じております。

また、現在東京で生活するために本当に必要な賃金水準を目指すということです。連合東京の調査、いわゆるリビングウェイズにおいて示された東京の賃金水準や、連合東京が目指すべき賃金水準としている1,500円というところも目指しながら進めていきたいと思っております。

実質賃金は、現在プラスに転じているものの、エネルギー関連に関する補助の影響もあり、まだまだ盤石なものとは言えない状況にあると感じております。今後も物価上昇が続いていくこと、特に最低賃金近傍で働く人々にとっては重くのしかかってくることも考慮しながら進めていきたいと思っております。

中央最低賃金審議会の中でもあったと思いますが、賃金は労働の対価であると、当然ですね、雇用主がいて、私たち、雇用労働者が存在しております。昨今の国際情勢等もあり、経営も簡単なものではないということも承知しております。やみくもに金額を要求するわけではないのですが、労働者が存在して、それぞれの企業が成り立っているという自負もございます。労働に対する雇用主の評価、労働者に対する価値はいかほどのものかという点も含めて、最低賃金に特化した議論をしていきたいと思っています。労働組合の究極の目標は、組合員とその家族の幸せの追求であり、本審議会においても労働者一人ひとりの幸せを追求していかなくてはならないと思っています。個人各々、幸せが何で図れるかということは一概には言えないと思いますが、また、決してあの大富豪になりたいという考えでもないのですが、前回の本審の中でも要望書を頂きました。そして、連合東京の調査の中でも、生活が現段階でも苦しいと、物価上昇でもう生活を守れ

ないという声が多く寄せられております。働き生活していく中で必要な賃金水準までの底上げ、何かを我慢して生活していくということを改善していきたいと思っております。微力ではございますが、本審議会において、最低賃金の引上げに寄与していきたいという考えでございます。東京で働き生活することを基準とした賃金について議論を尽くし、その結果、労使ともに納得のいく答えが出ることに期待しております。以上です。

本田会長

大島委員、ありがとうございました。労側の他の委員の方で御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、使側はいかがでしょうか。

神委員お願いします。

神委員

ありがとうございます。使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。物価上昇が続いている中で、最低賃金近傍で働く方々の生活の安定や、人手不足を背景に賃金の底上げが求められていることについては、使用者側としても十分認識しております。従いまして、最低賃金について一定の引上げが必要であること自体を否定するものではございません。

一方で、例年申し上げておりますとおり、最低賃金は全ての事業者には罰則という法的強制力を持って一律に適用される制度であり、各企業の自主的な労使交渉によって決まる春季労使交渉の賃上げとは性格を大きく異にするものでございます。当然ながら、各企業は自社の賃金支払能力を見極めた上で、賃上げ額や率を判断しております。また、春季労使交渉の結果は、最低賃金の影響を強く受ける中小・小規模事業者の状況を必ずしも反映したものではございません。そのた

め、最低賃金の決定に当たっては、賃金改定状況調査、いわゆる第4表の結果を重視すべきであると考えております。

このたび中賃から示されました目安につきましては、事業者の賃金支払能力にも一定の配慮が見られる金額となったことについては評価しております。しかしながら、直近の物価動向等を踏まえますと、なお高い水準の目安額であるという印象は否めないところです。中賃の目安を十分尊重しつつも、法定3要素に基づき、東京の実態に即した審議を行う必要があると考えております。

東京の最低賃金は、この3年間を取り上げてみても、累計145円、率にして14%を超える大幅な引上げが行われてまいりました。こうした引上げの累積的な効果が企業経営や雇用に与えた影響についても、十分検証していくことが必要であると考えております。

特に、最低賃金の影響を強く受ける中小・小規模事業者につきましては、価格転嫁が進みつつあるものの、コスト上昇分を十分に吸収できるまでには至っておりません。とりわけ労務費の価格転嫁は難しく、業種による差も非常に大きいことから、大幅な引上げについては慎重な検討が必要であると考えております。

また、労働者の可処分所得、つまり手取りを増やして生活改善を図る上では、最低賃金の引上げだけでなく、税制や社会保障制度を含めた総合的な政策対応が非常に重要であると考えております。物価上昇局面においては、税率区分や控除額が十分に見直されない場合、賃上げ効果が十分に労働者に実感されにくくなるという指摘もあるところでございます。しかし、日本では、なぜか、最低賃金の引上げにばかり、注目が集まる傾向にあるのではないかというふうに思っていると

ころがあります。労働者の生活向上という政策目的を実現するには、最低賃金だけにその役割を求めるのではなく、賃金、税制、社会保障制度を一体として議論していくことが必要であると考えております。

最後に、発効日の在り方について申し上げます。中賃の目安制度の在り方に関する全員協議会報告案では、発効日について一定の考え方が示されました。報告案自体は指定日発効を否定するものではないと理解しておりますが、その読み方やメディア等の受け止め方によっては、指定日発効に対してやや抑制的なメッセージと受け取られる可能性もあり、その点については懸念しております。

中賃からは、発効日について地方審議会で十分に議論を尽くした上で判断することが求められていると受け止めておりますので、東京の審議においては、発効日の在り方についてしっかりと審議時間を確保して議論してまいりたいと考えております。私からは以上です。

本田会長

神委員、ありがとうございます。その他の使側委員はいかがでしょうか。清田委員、どうぞ。

清田委員

ありがとうございます。ただいまの神委員の発言にやや重複いたしますが、補足的な意味も込めまして発言させていただきたいと思えます。本日、目安が提示され、これらを参考にしつつも、やはり東京都の現状を十分に勘案しながら議論をしてまいりたいと考えてございます。

最低賃金につきましてはセーフティネットであり、法律に、賃金、生計費、通常の事業の賃金支払能力の3要素をもとに議論することが定められていることを踏まえ、この3要素をバランスよく丁寧に見ていくことが必要だと考えてございます。

賃上げが重要であることは、当然理解してございます。私の所属している東京商工会議所におきましても、賃上げに向けた取組、働きかけの推進も行っているところでございます。他方で、繰り返しとなりますが、最低賃金につきましては強制力を持って適用されることから、賃上げとは役割が異なると考えてございます。春闘を始めとした賃金の引上げのみや、生計費、物価の引上げのみを見るのではなく、賃金支払能力も含めて3要素をバランスよく見るのが重要だと考えてございます。

その上で、東京の企業の構成のうち約99%は中小企業であり、また、8割弱、75%は小規模事業者でございます。こうしたことも踏まえますと、中小企業、小規模事業者の支払能力については十分に勘案しなければならないと、我々は考えてございます。

加えて、本年度につきましては、足元で中東情勢の影響を企業は強く受けているところでございます。この点に関しては十分に丁寧に見ながら議論してまいりたいと考えてございます。私からは以上です。

本田会長

清田委員、ありがとうございました。その他の使側委員はいかがですか。よろしいでしょうか。それでは、労使双方とも、相手方の御意見について御質問等があれば挙手をお願いします。

(特になし)

本田会長

それでは、中央最低賃金審議会の答申をお配りしたところですが、今後、専門部会において金額審議をお願いしたいと思います。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。最低賃金審議会令第6条第5項では、

「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部

会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められております。

当審議会では、従前、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してまいりました。今年度の東京都最低賃金専門部会におきましても、この規定を適用いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

本田会長

それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会におきましても、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とする取扱いとしたいと思います。

続いて、議事の(2)東京都最低賃金の改正決定に係る意見について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、令和8年6月30日付けで意見聴取の公示を行いました。提出期日までに240件の意見書の提出がありましたので、本日、資料(その1)として、その写しをお手元にお配りしております。

また、意見書ではありませんが、要請書等の提出がありましたので、参考資料としてお配りしております。それでは、意見書の要旨及び要請書等について御説明いたします。

青木賃金指導官

お手元の「第456回 東京地方最低賃金審議会 資料(その1)」を御覧ください。1ページからは「意見書提出者一覧」、6ページからは受付日順かつ五十音順で意見書を掲載しています。合計240件の意見書が提出されました。初めに、提出者団体及び件数について、受

付日順かつ五十音順で説明します。読み方に誤りがございましたら、
なにとぞご容赦いただきたく、あらかじめお願いいたします。また、
敬称略とさせていただきます。

東京土建一般労働組合各支部等から 207 件

J M I T U 東京地方本部から 1 件

足立区労働組合総連合から 1 件

コミュニティユニオン東京各支部等から 3 件

品川地区労働組合協議会から 1 件

全労連・全国一般労働組合各支部等から 2 件

地域労組きずなから 1 件

千代田区春闘共闘委員会から 1 件

東京春闘共闘会議から 1 件

東京地方医療労働組合連合会から 1 件

東京地方労働組合評議会各支部等から 4 件

練馬区労働組合総連合から 1 件

八王子労働組合総連合から 1 件

舞芸組合劇団風の子支部（首都圏分会）から 1 件

目黒区労働組合総連合から 1 件

目黒地区労働組合協議会から 1 件

渋谷区労働組合総連合から 1 件

橋本策也（めぐろユニオン）から 1 件

文京区労働組合総連合から 1 件

郵政産業労働者ユニオン各支部等から 9 件

続きまして、いただいたご意見の要旨をご紹介します。240 件ものご意見をいただきましたが、同種の内容もございましたので、事務局でとりまとめた形にさせていただきました。

時間の都合上、すべてのご意見をご紹介しますことをご容赦いただきたくお願いいたします。

要点、時給 2,000 円以上について。

最低賃金は全国一律制度で、生計費原則にもとづき、東京で今すぐ 2,000 円以上を実現してください。かつ、答申後、速やかに発効して下さい。

東京で 25 歳の若者がふつうに一人暮らしをするためには月 30 万円（時給 2,000 円）が必要であり、生計費原則にもとづき最低賃金を 2,000 円以上に引上げること。

今の最低賃金では、その近傍で働く建設労働者、国民・住民は「ふつうの生活」はできません。

生活に必要な 2,000 円以上の改定答申を行うよう求めます。

建設労働者の賃金引上げについて。

生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較して低い建設労働者（平均賃金 17,566 円／日）の賃金を大幅に引上げること。

第三次担い手 3 法における建設労働者の賃金引上げの政策動向と軌を一にして、最低賃金を引上げること。

地域のインフラ整備の担い手・守り手となる建設労働者を確保し、定着をはかるためにも、最低賃金を引上げること。

国土交通省の賃金引上げの政策動向と軌を一にして、最低賃金を引上げるよう求めます。

物価高騰について。

昨今の物価高騰、また、この間の中東情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小零細事業者への支援を強化すること。

元請や上位企業、発注者から価格転嫁を拒まれるケースをなくし、賃金引上げを価格に転嫁できる公正な取引を実現すること。

物価高騰に負けない最低賃金の大幅引上げを行い、生計費原則にもとづく水準とすること。

支援策について。

中小零細事業者に対して、労働者の採用・雇用や賃金引上げに伴う直接的な支援策、負担軽減措置を行ってください。

最低賃金引上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策、負担軽減策を講じてください。

消費税の減免措置や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等を求めます。

発効日、地域間格差及び全国一律制度について。

答申後、速やかに発効すること。

同じ最賃額でも年収が大きく異なる新たな地域間格差を生じさせないこと。

地域経済・社会の疲弊を招く地域間格差を看過せず、持続可能な地域経済・社会に向けて、全国一律制、かつ、答申後速やかに発効することを求めます。

公契約条例について。

公契約条例を制定する自治体が増えていることを踏まえ、公共部門労働者の賃金引上げのためにも、最低賃金を上げること。

公務に携わる労働者の適正な労働条件を確保する上でも、最低賃金を上げること。

意見陳述について

審議会において、非正規労働者や外国人労働者、学生など、また、当該組合・団体による意見陳述の機会を実行してください。

東京の審議会においても、東京で最低賃金に近い収入で暮らす労働者やそれらの者が加入する団体による意見陳述の機会を実行してください。

最低賃金審議に最低賃金近傍で暮らす労働者の声を反映するため、意見陳述の実施等を行うこと。

続いて、お手元の「第 456 回東京地方最低賃金審議会参考資料」をご覧ください。

こちらは、最低賃金に関する要請や、公示期間終了後にいただいたご意見です。

1 ページ参考 1 は、東京春闘共闘会議 東京地方労働組合評議会から提出された「要請書」及び「署名」です。こちら以外の署名につきましては、会場の中央のテーブルの上に置かせていただいております。

6 ページから 27 ページまでの、参考 2 は個人の方 86 名から、はがきで提出された「メッセージ」です。

私からの説明は以上です。

本田会長 ありがとうございます。ただいま紹介のありました提出された意見書等について、何か御意見などがあるようでしたら、挙手をお願いしたいと思います。まずは労側委員、いかがでしょうか。

大島委員 たくさんの意見をいただきまして、皆さんの声を大事に、これから審議に臨んでいきたいと思います。以上です。

本田会長 ありがとうございます。使側委員はいかがでしょう。

神委員 大変多くの団体から、様々な貴重な御意見、御要請がされたものと受け止めております。今後の審議に当たりましては、丁寧かつ慎重な審議ということで臨んでまいりたいと考えております。以上です。

本田会長 ありがとうございます。今回提出された意見書等を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたかと思います。また、審議会の運営に関しましても、様々な御意見があることは理解いたしました。次に、議事（３）労働経済関係統計資料等について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

藤目賃金指導官 まず、タブレット端末の資料（その２）を御覧ください。資料１は「主要指標の推移」です。「資料１－１」を御覧ください。「労働経済関係資料（その１）（その２）」は、６月３０日に開催されました第４５５回本審でお配りしたものの更新資料です。その１は、雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料です。その２は、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料です。

「資料１－２」を御覧ください。東京都及び内閣府が発表している都内総生産及び国内総生産の名目、支出側の数値です。東京都の数値は令和５年度までが公表されています。

「資料 1－3」を御覧ください。内閣府が発表している、1 人当たりの所得、雇用者報酬の東京都と全国の数値です。

「資料 1－4」を御覧ください。東京都産業労働局が発表している、設備投資を実施した東京都の中小企業の四半期ごとの数値です。

「資料 1－5」を御覧ください。内閣府が発表している、全国の機械受注総額です。注釈にありますとおり、船舶、電力を除いた数値です。

「資料 1－6」を御覧ください。国土交通省が発表している、着工新設住宅戸数の、東京都と全国の数値です。

「資料 1－7」を御覧ください。経済産業省が発表している、百貨店・スーパーの商品販売額の、東京都と全国の数値です。

資料 2 は、「経済情勢関係資料」です。「資料 2－1」を御覧ください。本年 7 月 1 日に日本銀行が発表した、「短観（概要）2026 年 6 月」です。こちらは全国の景況を示す指標として、全国の約 1 万社の企業を対象に、四半期ごとに実施している調査です。

「資料 2－2」を御覧ください。本年 7 月 27 日に東京都産業労働局が発表した、「東京都中小企業の景況、令和 8 年 7 月調査」です。

資料 3 は「賃金関係資料」です。「資料 3－1」を御覧ください。

厚生労働省が発表している、東京都の男女別、高卒、大卒別の「新規学卒者の初任給額の推移」と「新規学卒者の所定内給与額」です。

「資料 3－2」を御覧ください。厚生労働省が発表している、東京都の短時間労働者・女性の 1 時間当たりの所定内給与額の推移です。

「資料３－３」を御覧ください。厚生労働省が発表している、女性の短時間労働者の１時間当たりの所定内賃金額の推移について、東京を含めたＡランク都県及び全国平均をまとめたものです。

「資料３－４」を御覧ください。６月３０日に開催されました第４５５回本審でお配りしたものの更新資料です。東京都産業労働局が発表している、東京都内の１０００の労働組合を対象にした令和７年・春季賃上げ状況の最終結果です。要求状況、妥結状況、過去１０年間の要求・妥結結果です。いずれも加重平均の数値です。

資料４は、「生計費関係資料」です。「資料４－１」を御覧ください。人事院、各都道府県及び東京特別区の人事委員会が公表している、標準生計費の推移について、Ａランク都県の主要都市と全国平均をまとめたものです。「標準生計費」とは、総務省統計局のホームページによれば、「標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したもの」とされています。

「資料４－２」を御覧ください。総務省が発表している、家計収支の推移を、Ａランク都県の主要都市についてまとめたものです。

「資料４－３」を御覧ください。総務省統計局が発表している、消費者物価・地域差指数の推移を、Ａランク都県の主要都市についてまとめたものです。令和６年分までが公表されています。

「資料４－４」を御覧ください。総務省が発表している、平均消費性向の、東京都区部と全国の数値です。注釈にありますとおり、平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合です。

資料5は、「最低賃金の推移関係資料」です。「資料5－1」を御覧ください。Aランク都県について、最低賃金額、引上率及び発効日をまとめたものです。

「資料5－2」を御覧ください。Aランク都県の最低賃金額と一般賃金水準の比較です。一般労働者、短時間・女性労働者、高卒初任給についてまとめたものです。

「資料5－3」を御覧ください。地域別最低賃金の影響率と未満率について、Aランク都県及び全国加重平均をまとめたものです。注釈にありますとおり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

資料6は「令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果」です。「資料6－1」を御覧ください。調査の概要です。1、調査の地域、東京都。2、調査産業、日本標準産業分類に定める産業のうち、100人未満の製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、30人未満の卸売業、小売業等、です。3、調査事業所、令和8年6月1日現在の民営事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した、約3,900事業所。4、対象労働者、約15,600人です。

調査結果については、「資料6－2」を御覧ください。「総括表(1)」は、全労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果です。一番左の列を御覧ください。こちらは「時間当たりの所定内賃金額」で、金額が1円刻みになっています。左から二列目「合計」列を御覧ください。上段の数値は、1時間当たりの所定内

賃金額が支払われている累積労働者数、下段の括弧書きの数値は、累積構成比のパーセンテージです。

本調査における未満率について、御説明します。現在、東京都の最低賃金は1,226円ですので、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,225円の行を御覧ください。その右隣の「合計」の上段は90,216、カッコ内は4.8となっています。令和8年度の全体の未満率は4.8%になります。

54ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果です。同じように、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,225円の行を御覧ください。その右隣の「合計」の上段は23,095、カッコ内は3.8となっています。令和8年度の短時間労働者の未満率は3.8%になります。

61ページを御覧ください。「総括表（2）」は、全労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果です。表の概ね左半分が男性、右半分が女性です。一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,225円の行を御覧ください。その2つ右の枠内の「男性計」列のカッコ内は4.4となっています。令和8年度の男性労働者の未満率は4.4%になります。同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、「女性計」がございます。カッコ内は5.0となっています。令和8年度の女性労働者の未満率は5.0%になります。

67ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果です。表の概ね左半分が男性、右半分が女性です。一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある

1,225 円の行を御覧ください。その 2 つ右の枠内の「男性計」のカッコ内は 1.9 となっています。令和 8 年度の男性短時間労働者の未満率は 1.9%になります。同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、「女性計」がございます。カッコ内は 4.5 となっています。令和 8 年度の女性短時間労働者の未満率は 4.5%になります。

「資料 6－3」を御覧ください。総括表を棒グラフで表したものです。72 ページを御覧ください。労働者全体を 1 円刻みで表したものです。73 ページを御覧ください。労働者全体を 10 円刻みで表したものです。74 ページを御覧ください。労働者全体を 100 円刻みで表したものです。75 ページを御覧ください。短時間労働者を 1 円刻みで表したものです。76 ページを御覧ください。短時間労働者を 10 円刻みで表したものです。77 ページを御覧ください。短時間労働者を 100 円刻みで表したものです。

「資料 6－4」を御覧ください。東京都最低賃金の未満率の推移をまとめたものです。

「資料 6－5」を御覧ください。東京都最低賃金の影響率の推移をまとめたものです。

資料 7 を御覧ください。「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。毎年 1 月から 3 月にかけて、全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しています。東京労働局と全国の数値をまとめたものです。

資料 8 を御覧ください。「賃金引き上げの支援策」です。最低賃金の引き上げ等を含む賃金引き上げのために、中小企業を中心とした事業者に対する支援策が必要とされております。令和 8 年度は、資料 81 ペー

ジ、82 ページのとおり、業務改善助成金を含めた賃上げ支援助成金パッケージとして各種助成金を示して事業場の状況に応じた利活用を促すこととして取り組んでおります。次に、資料 83 ページの「令和 8 年度業務改善助成金のご案内」でございます。業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等を実施して業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引上げる中小企業事業主に、業務改善に要した経費の一部を助成するものです。なお、東京都内の事業場の場合の助成率については、東京都最低賃金が 1,050 円以上であることから、費用の 4 分の 3 が上限となっております。令和 8 年度における主な変更点としまして 3 点ご説明いたします。

1 点目としましては、83 ページ目の中央にある対象事業者の範囲の 2 ポツ目のとおり、事業場内最低賃金が令和 8 年度地域別最低賃金未満の事業場が対象になったことです。昨年度は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業場でしたので、対象が拡充されております。

2 点目は、83 ページ目下側にあります、助成金の申請期間が「令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年度地域別最低賃金の発効日の前日又は同年 11 月 30 日までのいずれか早い日」となったことです。昨年度の申請期間は、「4 月 14 日から最低賃金発効日の前日まで」でしたので、期間が大幅に変更となっております。

3 点目は、84 ページ目の表のとおり助成率のコース区分を見直し、4 コース（30 円、45 円、60 円、90 円）から 3 コース（50 円、70 円、90 円）に再編したことです。

続きまして、資料（その３－１）から資料（その３－６）と記載しております資料を説明します。これらは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において配付された資料をまとめたものです。

資料（その３－１）は、６月２６日に開催された「第１回目安に関する小委員会」で配布された資料です。主要統計資料や足元の経済状況等に関する補足資料などになります。

資料（その３－２）は、７月１０日に開催された「第２回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

「資料 NO. 2 令和８年賃金改定状況調査の結果」を御覧ください。下にページがあります３ページは「調査の概要」です。賃金改定状況調査は、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査です。６ページからは、調査結果の１つである「第４表」です。第４表とは、常用労働者数３０人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年６月と当年６月の労働者の賃金等を調査することで、時間当たり所定内賃金の賃金上昇率を把握するものです。

続いて「資料 NO. 3 生活保護と最低賃金」に関する資料です。

続いて「資料 NO. 4 地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移」に関する資料です。

続いて「資料 NO. 5 賃金分布に関する資料」です。

続いて「資料 NO. 6 最新の経済指標の動向」に関する資料です。参考資料については目次に記載された内容のとおりです。

資料（その３－３）は、７月１７日に開催された「第３回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

資料（その３－４）は７月２３日に開催された「第４回目安に関する小委員会」で配布された資料です。１ページのところになりますが、中央最低賃金審議会に対する厚生労働大臣のメッセージ及び最低賃金に関する閣議決定資料の関係部分抜粋資料になります。

資料（その３－５）は７月２７日に開催された「第５回目安に関する小委員会」で配布された資料です。

資料（その３－６）は、７月２８日に開催された「第６回目安に関する小委員会」で配布された資料です。私からの御説明は以上です。

本田会長

ありがとうございました。ただいまの資料の説明に関しまして、御質問があれば挙手をお願いいたします。

（特になし）

本田会長

それでは、議事（４）その他に進みます。何か予定の議題以外に審議すべき事項があるとお考えの方は挙手をお願いします。

（特になし）

本田会長

特になければ、これにて審議終了といたします。本日の議事録は東京地方最低賃金審議会運営規程第７条に基づき、公益委員は私が、労側委員は岡田委員、使側委員は小林委員に確認をお願いしたいと思います。最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次の開催日程につきましては、後日事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

本田会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。本日はお疲れ様でした。